

ガレリアかめおか

新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

(令和 5 年 3 月 13 日～5 月 8 日まで)

ガレリアかめおか

【基本的事項】

1. 次の3つの条件を回避できるよう対策を講じること。
①換気の悪い密閉空間(密閉) ②多数が集まる密集場所(密集)
③間近での会話や発声をする密接場所(密接)
2. 利用者等の健康状態の把握に努め、発熱者や具合の悪い方が参加しないように要請すること。
3. 感染が発生した場合の対応に備え、個人情報取扱に十分注意しながら利用者等の名簿を作成し適正に管理すること。
また、必要に応じ求められた場合は、これを提出すること。
4. 人との接触を出来るだけ避け、身体的距離を確保(1mを目安に)すること。
5. 利用者等にマスクの着用を推奨すること(健康上の理由等により着用が困難な場合を除く)。なお着脱は個人の判断を尊重すること。
6. 施設入口に消毒液を設置し、入館時に手指の消毒または石けんでの手洗いを行うこと。
7. 換気の悪い密閉空間とならないよう、窓の開閉、換気設備の運転などにより定期的な外気の取り入れを行うこと。
8. 他人と共用する物品や手が触れる箇所は工夫して最低限にするとともに、消毒用エタノール等でこまめな清拭を行うこと。
9. その他、国や京都府、亀岡市が発出する情報に基づくものとする。

ガレリアかめおかでは、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益社団法人全国公立文化施設協会)、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(公益財団法人全国公民館連合会)などを参考に、独自のガイドラインを作成しています。

【施設の対応方針】

1. 施設管理者が行うべき来場者に対する感染拡大防止の措置

- 来館前に検温を実施し、発熱または風邪の症状がある場合は、来館を控えていただくよう呼びかける。
- 新型コロナウイルス感染症の陽性者とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域への渡航ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合には、来館を控えていただくよう呼びかける。
- 館の出入口にアルコール消毒液を設置し、手指消毒を呼びかける。

2. 貸出施設を安全に利用していただくための措置

- 密集・密接・密閉のいわゆる「3 つの密」の環境を避けるため、館内の机・椅子を適切に配置するほか、利用状況によっては入館制限や定員制限等の必要な措置を講じる。
- 十分な換気を講ずる。
※冬場の寒さ対策のため、扉を閉め切って施設を使用するときは、かならず空調設備を運転させたうえで使用すること。また、利用にあたっては、30 分に 1 回以上の頻度で、数分間程度の換気をする。
- 道の駅休憩室については、当面の間、利用を停止する。

3. 大規模イベント開催への対応

- 大規模イベントの開催を計画している主催者に対し、打ち合わせ等により、事業内容や感染防止策を確認するとともに、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部が要請する内容に基づき適切に対応されていることを確認する。

4. 主催者に協力を要請する感染拡大防止策

- ガレリアかめおかにおける新型コロナウイルス感染症対策チェックリストの記載事項を遵守し、利用後にチェックリストを提出すること。
- 催し物を開催するにあたっては、主催者が行う新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための取組みについてチラシや募集案内、掲示物などを通じて、またウェブサイトや SNS などを活用して積極的

に公表すること。

- 参加者に対し事前に検温を求めること。体調の悪い方・発熱のある方には参加を控えるよう求めること。入場料・参加料などを徴収する場合は、その際の払い戻しの措置について、あらかじめ規定しておくこと。
※事前に参加者を把握することができない場合は、入場時に検温を実施すること。
- 消毒液を用意し、参加者に適宜、手洗いや手指消毒を行うように呼びかけること。
- 直接手で触れることができる展示物などは展示しないこと。
- 大規模イベントの開催を計画している場合は、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部が要請する内容を遵守すること。
- イベントの入退場時、休憩時間や待合室などを含め、いわゆる「3つの密」(密集・密接・密閉)の環境を作らないよう徹底すること。また、会場における交流等を極力控えること。・個人情報の管理に注意しつつ、参加者の名簿の作成及び保管(使用后1箇月程度)をすること。また、必要に応じ求められた場合は、これを提出すること。

5. 主催者が参加者に対して行う具体的な感染拡大防止策

- こまめな消毒や手洗いなどに努めること。
- イベントの入退場時、休憩時間や待合室などを含め、いわゆる「3つの密」(密集・密接・密閉)の環境を避け、そこにおける交流等を極力控えること。
- 会場までの移動中や移動先における感染防止のための適切な行動をとるよう求めること。

6. 施設の利用内容に対する制限

- 飲食を主とする利用内容のものについては、飲食機会での感染リスクについて十分に理解し、必要な対策を講じること。

7. 施設使用料等の取扱いについて

- 施設使用取消手続期限について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 2 類から 5 類に移行する令和 5 年 5 月 8 日まで(令和 5 年 6 月 8 日までの施設利用分が該当)は、使用許可の取消しの届出をした場合の使用料の還付については次のとおりとする。

すべての施設	使用日前 7 日	8 割
附帯設備	使用日前日	全額

※上記期限については、5 類への移行に伴いガイドラインが廃止された場合、移行期間を設けた上で下記を手続き期限と改める

大広間、コンベンションホール、響ホール、企画展示室 1・2

使用日前 1 か月前まで 8 割

上記以外の施設	使用日前 7 日	8 割
附帯設備	使用日前日	全額

- 利用料の還付について

利用料の全額還付については、次の場合によるものとする。

- 主催者(教室の指導者や講演等の講師、主催者団体のスタッフ等)の感染により事業の実施が困難となった場合に施設使用を取り消す場合。
- 主催者が保健所等の通知により感染者と過去 2 週間以内に接触していたことが判明し、接触から 1 カ月程度の間、事業を継続することが感染拡大につながるおそれがあると自主的に判断して施設使用を取り消す場合。
- 京都府に緊急事態宣言が発令されている期間、もしくは亀岡市にまん延防止等重点措置が発出されている期間中に使用を取り消す場合。
- その他、亀岡市から還付・免除に係る指示があった場合。